



公 告

県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（農地集積促進型）））佐賀西部高域地区の計画を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画概要に対して意見のある者は、佐賀県知事に対して意見書を提出することができます。

令和 7 年 12 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義



1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（農地集積促進型）））佐賀西部高域地区の変更後の計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和 7 年 12 月 5 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所

4 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

- ①郵便 郵便番号 849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番地 1
佐賀県佐賀中部農林事務所
- ②ファクシミリ 0952-33-4579
- ③電子メール chuubunourin@pref.saga.lg.jp

（2）意見書の提出期限

令和 8 年 1 月 9 日

5 意見書の提出上の注意

- （1） 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- （2） 意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ問い合わせをさせていただきます場合があるため、お尋ねするものです。
- （3） 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別に回答致しませんので、あらかじめ御了承ください。
- （4） 電話での意見はお受けできません。



公 告

県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（農地集積促進型）））佐賀西部高域地区の計画を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画概要に対して意見のある者は、佐賀県知事に対して意見書を提出することができます。

令和 7 年 12 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義



1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（農地集積促進型）））佐賀西部高域地区の変更後の計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和 7 年 12 月 5 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

3 縦覧の場所

小城市役所

4 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

①郵便 郵便番号 849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番地 1
佐賀県佐賀中部農林事務所

②ファクシミリ 0952-33-4579

③電子メール chuubunourin@pref.saga.lg.jp

（2）意見書の提出期限

令和 8 年 1 月 9 日

5 意見書の提出上の注意

- （1） 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- （2） 意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ問い合わせをさせていただきます場合があるため、お尋ねするものです。
- （3） 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別に回答致しませんので、あらかじめ御了承ください。
- （4） 電話での意見はお受けできません。